

対象となる工事等	対象とならない工事等
○住宅の新築工事 ○建売住宅の購入 ○マンションの購入 ○中古住宅の購入 ○増築工事 ○改築工事 ○リフォーム工事 ・内装リフォーム ・収納スペースの設置 ・手すりの設置(屋内) ・和室⇄洋室の変更 ・畳の入れ替え ・断熱改修(屋内のみ) ・水回りリフォーム 等 対象となるが市で別の補助制度がある工事等 ○耐震化工事 (都市整備課) ○バリアフリー化工事 (社会福祉課・高齢介護課) ○空き家の購入 (企画調整課)	○外構工事 ・カーポート・ガレージの設置 ・駐車スペースの造成 ・門扉・門柱の設置 ・塀・フェンスの設置 ・玄関ポーチの設置 ・ウッドデッキの設置 ・ベランダ・バルコニーの設置 ・納屋・蔵の修繕 ・太陽光パネルの設置 等 ○外装工事(新築増築部分は対象) ・屋根の葺き替え ・屋根塗装 ・外壁の張り替え ・外壁塗装 等 ○附属設備の設置・交換 (併せて対象となる工事等を行っている場合は対象) ・エコキュート(給湯器) ・冷暖房設備 ・ホームセキュリティ 等

工事等の内容にかかわらず対象とならない場合
○賃貸を行う(予定を含む)住宅に係る工事等 ○公共事業(道の拡幅など)の補償費の対象となる工事等 ○保険給付金(火災保険など)の対象となる工事等 ○自ら(代表の法人が元請け人の場合を含む)施工する工事等 ○三世帯家庭に属する者から(代表の法人を含む)購入する住宅 ○市の他の補助金の交付を受けた住宅に係る工事等 ○三世帯家庭の構成員が、過去にこの補助金を交付を受けている場合 ○三世帯家庭の構成員が市税等を滞納している場合 ○工事等の契約者が三世帯家庭の構成員でない場合